

安芸市土居廓中伝統的建造物群保存地区
保存計画

高知県安芸市

目 次

1. 保存計画の基本事項	
(1) 保存計画の目的	1
(2) 保存地区の名称・面積・区域	1
2. 保存地区の保存に関する基本計画	
(1) 保存地区の沿革	1
(2) 保存地区の現況	2
(3) 保存地区の特性	3
(4) 伝統的建造物群の特性	4
(5) 保存の基本方針	6
3. 保存地区における伝統的建造物及び環境物件の特定	
(1) 伝統的建造物	7
(2) 環境物件	7
4. 保存地区内における建造物等の保存整備計画	
(1) 伝統的建造物の修理	7
(2) 伝統的建造物以外の建造物の修景	8
(3) 環境物件の復旧	8
(4) 環境物件以外の環境要素の修景	8
5. 保存地区の保存のために特に必要と認められる助成措置等	
(1) 経費の補助	8
(2) 保存団体等への支援	8
(3) 技術的支援	8
(4) 顕彰及び普及啓発	8
6. 保存地区の保存のため必要な管理・防災施設等の整備計画並びに環境の整備計画	
(1) 管理施設等の整備	9
(2) 防災計画の策定及び防災施設等の整備	9
(3) 環境の整備等	9
(4) 保存地区の建造物の活用	9

安芸市土居廓中伝統的建造物群保存地区保存計画

安芸市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成 23 年条例第 7 号。以下「保存条例」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、安芸市土居廓中伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存に関する計画（以下「保存計画」という。）を次のように定める。

1. 保存計画の基本事項

(1) 保存計画の目的

この保存計画は、先人たちが築いてきた保存地区の歴史的風致や固有の景観を、保存地区住民、ひいては市民共有の財産として後世に継承していくため、住民と行政が一体となり協力し合うことで保存・整備を進め、保存地区の生活環境の向上と文化環境の発展に資することを目的とする。

(2) 保存地区の名称・面積・区域

保存地区の名称：安芸市土居廓中伝統的建造物群保存地区

保存地区の面積：約 9.2 ヘクタール

保存地区の区域：安芸市土居字東木戸、字上東町、字土居跡、字西町、字南町及び字東町の全域並びに字北町の一部（範囲については図 1 に示す）

2. 保存地区の保存に関する基本計画

(1) 保存地区の沿革

安芸市は高知県の東部に位置し、南は土佐湾に面し、北は四国山地を背にして徳島県と接している。市内の中央部を南流する安芸川、伊尾木川流域に安芸平野が開け、海岸沿いに市街地が広がる。

安芸の土居は、安芸平野のほぼ中央、安芸川の西岸に位置し、周辺は条里制の遺構がよく残る古代から開けた地である。「土居」は本来、中世の豪族屋敷の周囲の土塁及びその内部を意味し、「廓中」は郭内と同義で城下町全域をさす。ここでは中世から近世にかけて整備された安芸土居（安芸城）及び周囲の武家町の範囲を土居廓中という。

戦国期、安芸国虎は現在の城山に築いた安芸城を拠点とし、土佐国東部において最大の勢力を誇っていたが、永禄 12 年（1569）、長宗我部元親によって滅ぼされ、安芸城には元親の弟である親泰が入封した。慶長 5 年（1600）の関ヶ原の合戦後、長宗我部は豊臣方について敗退し、徳川方についた山内一豊が土佐一国を治めることとなった。慶長 6 年（1601）、土佐へ入国した一豊は、山間部が多く東西に広い土佐を統治するため、佐川、宿毛、窪川、本山、安芸の 5 か所の土居に家老または重臣を配した。彼らは「土居付家老」とよばれ、高知城下の屋敷とともに各土居に

も屋敷を構え、周辺に家臣屋敷や町人町を配して小規模な城下町が形成された。五藤家文書の中にはこの5か所の土居図が残っているが、現在、往時の歴史的景観を町割全体で確認できるのは安芸のみとなり、土居廓中は江戸時代の土居の様相を知ることのできる稀少な存在となっている。

五藤家は、安芸入国時には代官として赴任し、寛文10年(1670)頃に家老に任ぜられたが、石高は1,100石と土居付家老の中でも最も少なかった。元禄13年(1700)には、五藤家三代の五藤正範が奉行職を拝命し、以来五藤家は度々奉行職を務め、幕末まで藩の中核にあった。宝暦3年(1753)には、知行高は2,400石に加増されたが、知行地は各地に分散し、他の土居付家老とは異なり、安芸の村々全体に対する支配権はなかった。しかし、安芸地方の新田開発、山林育成、産業育成を積極的にはかるとともに、土居廓中の整備を進め、明和4年(1767)に49軒、文久4年(1864)に44軒の家臣屋敷があったことが記録に残っている。

明治2年(1869)、土居付き家老家臣の高知藩への編入と土居の廃止が決定され、これにより、五藤家屋敷が取り壊されたが、翌年にはその敷地の所有が認められ、明治26年(1893)に現屋敷が再建された。

また、明治維新により禄を失った多くの士族は東京等に流出するが、五藤家は高知に留まり、家臣の土居廓中からの流失も比較的少なかった。しかし、明治後期から土居廓中を離れる者が多くなり、空き家や水田となる屋敷も少なくなかった。昭和40年代半ばになって、水田に変わっていた東町が宅地化され、流入人口がやや増加して、現在、土居廓中の家数は60戸余を数える。このうち、江戸時代から現代まで土居廓中に住み続けている家は4分の1ほどである。

(2) 保存地区の現況

昭和44年(1969)に安芸城跡が市の史跡に指定された。その後、城跡周辺を含めて歴史的な景観を後世に残すため、昭和49年(1974)に地元住民により「ふるさと土佐土居廓中保存会」(以下「保存会」という。)が結成され、同年、高知県から地元の保存活動を支援する「ふるさと土佐」保存事業の第1号に選ばれた。

保存会の活動は、生垣の刈り込みや押し縁の取替えなどを行って土居廓中の景観の維持に努めるとともに、県や市の補助金を得て観光案内板の設置や堀の浚渫を行うなど多方面にわたっている。また、市及び五藤家と共同で安芸城跡地内の利用や管理に努め、住民と行政が一体となって土居廓中の保存活動を進めてきた。

しかしながら、個人が所有する家屋については建替えなどが進んでいった。昭和55年(1980)に高知県立安芸工業高等学校(現高知県立桜ヶ丘高等学校)が2年間にわたり、町並みや民家の調査を行い、土居廓中の町並みの価値について最初の学術的な研究を行った。その後、安芸城跡の埋蔵文化財調査や土居廓中についての各種報告書が作成され、徐々に土居廓中の史跡として、また、町並みとしての価値が明らかにされるようになった。それに伴い、堀や私道も整備され、安芸城跡内に市の歴史文化活動の拠点として、昭和57年(1982)に書道美術館が、昭和60年(1985)

に歴史民俗資料館が建設された。

土居廓中内外の景観整備は、昭和 63 年（1988）から平成 3 年（1991）にかけて、土居廓中内の下排水路工事に伴って景観に調和した道路舗装が施され、続いて平成 7 年（1995）から同 13 年（2001）まで国土交通省の街なみ環境整備事業により、安芸城跡石垣修理や土居廓中周辺地区の道路・水路整備工事などが行われた。平成 9 年（1997）には、地域の風土にあった景観づくりを目指して「安芸市まちづくり景観条例」（平成 9 年条例第 3 号）が制定され、土居廓中も対象地域とされた。

一方、平成 5 年（1993）には地元食材を堪能できる場として「廓中ふるさと館」が土居廓中内に建設され、土居廓中の活用を目的とした施設の整備も進んできた。また、国の登録有形文化財（建造物）の「野良時計」が近接し、その近くに駐車場が整備され、年間を通して多くの観光客が足を運ぶ状況となっている。

平成 18 年（2006）には保存会が町並みの勉強会を開催し、土居廓中の文化財的な価値の再検討を始めた。市は住民の土居廓中保存についての意向を受け止め、伝統的建造物群保存地区制度の導入に向けて、平成 21、22 年度に伝統的建造物群保存対策調査を実施した。

（3）保存地区の特性

土居廓中は、戦国期に築かれた安芸城を中心に形成された城下町を基本としているが、城下には町人地は形成されず、武家地のみで構成されている。町人地は、2 キロメートルほど南の安芸浦及びそれと城を結ぶ街道沿いに形成された。長宗我部の時代には、城の南側を御土居前、その東西を御土居東、御土居西と呼び、江戸期になって安芸城跡に屋敷を構えた五藤氏は、この町割を基礎として町を発展させていった。五藤氏は、城の南側を南町、城の東西を東町、西町とし、17 世紀末から 18 世紀前半にかけて城北西部に北町を整えていったことが、五藤家文書の中の絵図に確認できる。

17 世紀末の状況を示す「安喜土居構之図」では、城西部の道が現在とは異なり、北部には屋敷が数軒見られるだけであるが、寛延 4 年（1751）に作成された「御土居図」では、土居廓中南端の東西道、堀南の東西道、四ツ辻を通る南北道など現在とほぼ同じ道を確認でき、城北西部には北町の町割が見られる。これらのことから、現在の町区画や道路形状の基礎となる町割の基本的な骨格が整えられたのは 18 世紀前半頃と考えられる。

道幅や長さなどが詳しく記された 18 世紀末の「安喜土居内外細図」と現在の道幅等とを比較した結果、東町と西町を東西に通る堀南際の道、西町と北町を南北に通る道には、大きな変化がなく、そのほかの道の多くも現在まで継承されている。また、東西、南北の 2 本の通りが交差する場所は四ツ辻と呼ばれ、土居廓中の武家町の景観を示す代表的な場所となっている。

江戸期の土居廓中の地割にはそれぞれ特徴がある。南町には、最上級家臣である与力屋敷の広い敷地が並び、東町、西町にはそれに次ぐ広さの敷地が配され、北町

は狭い敷地が並んでいる。特に北町北半では間口3間半から5間の敷地が並んでおり、城の御門前から遠ざかるに従って、より下級家臣の敷地が配されていた。

これらの地割は、明治以降、城の東側及び西側の堀の埋め立てや東町北屋敷の分譲による宅地化などにより一部の区画に変化があるものの、そのほかは概ね近世の武家地の地割を現在に継承している。これらの敷地では、それぞれの出入口の方向が各町で決められていたと考えられ、また、その出入口は南町では通りに面した敷地辺の中央に、北町などの間口の狭い敷地では端に寄せるなど、各町の出入口の規則性は現在まで継承されている。

土居廓中の町並みを代表するものには、江戸時代から残る道幅とその両側に残る自然石の縁石を使った側溝、一定の高さに切り揃えられたドヨウダケやウバメガシなどの生垣、安芸川の河原石や古瓦を赤土で固めた練り堀が挙げられる。また、敷地の入口に配置された桧の自然木による門柱や家門、軒や棟の低い分棟型下屋付き木造平屋の民家、強風の風向きによって右瓦と左瓦に葺き分けられた屋根瓦など、これらは土居廓中の特徴的な景観を形成しており、近世期から継承されてきた町並みを構成する重要な要素となっている。

(4) 伝統的建造物群の特性

土居廓中は、土墨や堀、地割、武家屋敷の主屋、附属屋等の屋敷構えを良好に留めて往時の面影を色濃く残しており、その町並みは卓越した固有の景観を形成している。特に伝統的建造物として認められる主屋や附属屋、その他の工作物の他、これらと一体をなす生垣等の環境物件は、土居廓中独特の歴史的風致を形成する重要な要素となっている。

<敷地構成>

敷地は間口が広いものは、方形を呈するが、狭いものは矩形となる。敷地への出入口となる門は、通りに面した敷地辺の中央に、また間口の狭い敷地では端に寄せて建てられる。また、敷地と敷地、または敷地と道路との境には生垣が多く見られ、堀や門などとともに、敷地を囲むように巡らされている。

主屋は、道路から一定の距離を置いて配され、庭は南に設けるのが一般的であるが、主屋と道路の関係から北側に設けるものもある。道路から主屋の玄関までは、生垣、練堀、板堀等が折れ曲がり、枡形のようなアプローチを形成しているものが多い。

主屋の周辺に位置する附属屋には、土蔵、納屋等があり、大きな敷地では道に沿って建てられるものもあるが、出入口は道に面していない。

<主屋>

伝統的な主屋は江戸末期から昭和戦前期に建てられたものが残る。平面は、主に田の字型の整形四間取や食違い四間取を基本とし、釜屋を角屋として突出させたも

のが多い。また、規模の大きな主屋では六間取としている。

玄関は3畳から4畳半で古いものは式台を構える。玄関から次の間、座敷へと至り、座敷は庭に面して位置し、これらの背後に居間、納戸などの部屋が並ぶ。また、沓脱ぎと称する普段の出入りに使用する機能をもった出入口を座敷以外の部屋に付けた家もある。

座敷は4畳半から6畳が主で、最大でも8畳となっている。座敷は床の間を備え、江戸期のものは奥行きが浅く、基本的には長押を廻し、長押を廻さないものは幅広の鴨居とするものもある。また、離れ座敷を別棟で付けるものもみられる。

屋根は切妻・寄棟・入母屋造が見られ、現在、茅葺の主屋は1棟で、その他は瓦葺となっている。瓦葺の屋根では右瓦と左瓦が巧みに使い分けられ、大棟の両側で左右を替えて葺くなど、土居廓中の瓦葺屋根の大きな特徴となっている。

外壁は雨返りを防ぐために下部を板壁、上部を漆喰真壁としており、妻面は壁もしくは妻破風から縦板張りを下ろす。板壁は縦板張り目板付きとするが、玄関側正面では、下見板張り押縁付きとしたものが多い。

<附属屋>

主屋以外の建築物には、離れや土蔵、門、納屋、風呂、便所、蚕室などがある。

門は、長屋門、薬医門、棟門、腕木門など多様な形式が残されており、とりわけ中門と呼ばれる、玄関先の空間から庭へ導く入口として備えられた薬医門、腕木門が多くみられ、土居廓中の特徴の一つとなっている。

土蔵は、切妻造棧瓦葺大壁造で外壁の腰は縦板張り目板付き、上部は漆喰塗り仕上げとし、水切り瓦を設けている。両妻面には窓があり、出入口部分上部には半間の下屋を設ける。

納屋は、切妻造棧瓦葺真壁造で平屋と二階建てがあり、腰壁は縦板張り目板付きもしくは下見板張り押縁付きとしている。上部の壁は漆喰仕上げのものも多く見られる。

風呂、便所は、一つの棟に収め、入口側は腕木を付けて軒を深く出す方式が多く見られる。

蚕室は、切妻造棧瓦葺真壁造で、腰は縦板張り目板付き、上部の壁は漆喰仕上げとし、入口上部に庇を設けている。

附属屋のうち、納屋、風呂、便所、蚕室では妻面を主屋と同様な板張りとするものが多い。

<工作物>

工作物には、塀、石垣、石溝、井戸などがある。

塀は生垣と同様に道路沿いに造られ、土居廓中の特徴ある景観を形成している。玉石や瓦で造られた江戸末期の塀、明治期の石塀や板塀、昭和戦前までに造られた築地塀や石垣、土塀など多様である。これらの塀は、瓦屋根を載せたものも多く、

豊富な意匠が見られる。

土居廓中の地形は北西から南東にかけて低くなっており、数カ所に石垣を設けて敷地の段差を解消している。これらの敷地境にある石垣も小規模ではあるが土居廓中の敷地形状を特徴付けるものである。

また、西町や北町等の通りに沿って玉石で造られた浅い溝が残り、土居廓中の貴重な特徴となっている。

井戸は、内部を石積みとし、主に釜屋付近に配置されている。

<環境物件>

伝統的建造物群と一体をなして価値を形成する環境物件には樹木や生垣がある。

生垣は、土居廓中の歴史的景観を形成する重要な要素であり、明和7年(1767)の「屋敷帳」では、管理のための詳細な規定が記され、当時から屋敷地内外の生垣や樹木の管理がなされていたことが知られる。また「屋敷帳」では、各屋敷間の境界に用いられた垣の名称が記され、各屋敷地の境部分にドヨウダケ、ハクチョウ、クチナシ、スギ、カラタチ、雑木などの生垣が多く見られる。道路に面しては当時もドヨウダケなどの竹垣が多く用いられ、西町の東西や四ツ辻の南北通りでは現在もそれが連なり、往時の武家町の景観を伝える重要な存在となっている。

また、保存地区内には多種多様な樹木が混在し、良好な景観を形成している。

(5) 保存の基本方針

土居廓中の個性豊かな歴史的環境を後世に守り伝えていくことを基本に捉え、保存地区住民や市、町並み保存・建築の専門家、学識経験者等が協力して、伝統的建造物群及びこれらと一体をなす環境の保全を図る。

また、保存地区住民の生活環境の快適性、利便性、防災機能の向上を図りつつ、保存地区の特性を生かした生活環境の整備、地域づくりに努めるものとする。

- ① 保存地区における伝統的な建造物の特性を維持し、昭和20年以前に建てられた建築物及び工作物を「伝統的建造物」と定め、保存の対象とする。
- ② 保存地区における、伝統的建造物群と一体をなして価値を形成する物件を「環境物件」と定め、保存の対象とする。
- ③ 伝統的建造物の保存については、当該建築物の歴史的な履歴調査に基づき、主にその歴史的な外観を維持、又は然るべき旧状に復するための「修理基準」を定める。
- ④ 環境物件の現状維持及び復旧については、「修理基準」を定める。
- ⑤ 保存地区内にある伝統的建造物以外の建築物及びその他の物件の新築、増築、改築、移築については、当該保存地区の歴史的風致を維持するために、当該建築物等の位置、規模、構造、意匠及び色彩等に関して伝統的建造物群の特性に合致した「修景基準」を定める。
- ⑥ 前述の修理基準、修景基準に則った事業については、市の補助事業の対象とし、

市の補助事業に関しては別に補助金に関する規則を定める。

- ⑦ 補助事業以外の修理及び修景については、当該建築物等の位置、規模、構造、意匠、色彩等に関して伝統的建造物群の特性に配慮した「許可基準」を定める。
- ⑧ 保存は市及び保存地区の住民等が協力してこれを進める。

3. 保存地区における伝統的建造物及び環境物件の特定

(1) 伝統的建造物

次の建築物と工作物を伝統的建造物とする。

① 建築物（表 1、図 2）

昭和 20 年以前に建築された主屋、土蔵、納屋、物置、門、神社社殿等のうち、土居廓中の伝統的な諸特性を維持していると認められるもの。

② 工作物（表 2、図 3）

昭和 20 年以前に建造された石垣、側溝玉石、塀、井戸等のうち、土居廓中の伝統的な工法によりその諸特性をよく維持していると認められるもの。

(2) 環境物件（表 3、図 4）

保存地区の歴史的風致を保存するため、特に必要と認められる樹木、生垣等とする。

4. 保存地区内における建造物等の保存整備計画

保存地区内の伝統的建造物、これと一体をなす環境物件及び伝統的建造物以外の建造物等について、歴史的風致の維持・回復・形成を図るために、地区住民の理解と協力のもと快適な生活の確保と防災機能の向上を図りながら、修理・修景・復旧を進め、保存地区全体の景観を保存していくものとする。

また、修理、修景に際しては、保存地区の住民等で組織される保存団体と連携して、計画的に保存整備を進める。

(1) 伝統的建造物の修理

① 伝統的建造物の保存整備

伝統的建造物の保存整備については、別に定める「修理基準」（表 4）に基づく修理を行う。

② 伝統的建造物の復原

伝統的建造物の特性にそぐわない変更が加えられているものは、履歴を調査のうえ、然るべき状態に復するための修理を基本とする。

③ 保存整備にあたっての防災機能の向上

保存整備にあたっては、構造耐力上必要な部分を補強、修理し、耐震性能等の防災機能の向上を図るように努める。

(2) 伝統的建造物以外の建造物の修景

伝統的建造物以外の建造物の新築、増築、改築、除却、移転、又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更については、伝統的建造物群の特性に調和するよう、別に定める「修景基準」(表5)及び「許可基準」(表6)の基本的な考えを重視し、適切に運用して修景を行う。

(3) 環境物件の復旧

環境物件の保存整備にあたっては、主として、現状維持又は別に定める「修理基準」(表4)に従って復旧する。

(4) 環境物件以外の環境要素の修景

環境物件以外の環境要素の修景は、歴史的風致を損なわないよう、別に定める「修景基準」(表5)及び「許可基準」(表6)の基本的な考えを重視し、適切に運用して行う。

5. 保存地区の保存のために特に必要と認められる助成措置等

(1) 経費の補助

市は、保存計画に基づく建造物等の修理・修景・復旧及び管理に関する経費については、別に定める「安芸市伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱」により経費の補助を行う。

(2) 保存団体等への支援

市は、保存地区の住民等により組織された保存会及び保存地区に関する保存活動を推進する組織及び建築士、大工、左官等の技術・技能者組織について、その保存に関わる活動を支援する。

(3) 技術的支援

市は、保存地区の伝統的町並み景観の維持、形成を図るため、修理及び修景等に係る設計相談等について、必要な人的支援、技術者の育成等を行う。

(4) 顕彰及び普及啓発

保存地区の保存に関して顕著な功績を残した者や伝統的建造物以外の建築物及びその他の工作物の新築等も含めて、特に保存地区に相応しい優れた事業を実施した個人、団体、事業所等に対して、その顕彰に努めるとともに、伝統的町並みの保存に対する普及・啓発に努める。

6. 保存地区の保存のため必要な管理・防災施設等の整備計画並びに環境の整備計画

(1) 管理施設等の整備

保存地区の町並み保存のために、管理施設の整備に努めるとともに、町並みに対する理解を促すために必要な標識や案内板等を設置する。

(2) 防災計画の策定及び防災施設等の整備

保存地区内の総合的な防災計画を策定し、火災や地震などの様々な災害に対して安全性が確保できるよう努める。また、保存地区内の防災施設は、保存地区の景観等を考慮した施設とし、住民による防災組織の育成を進める。

(3) 環境の整備等

① 電柱・架線等の整備

保存地区内の電柱や架線等は移設または埋設等を考え、保存地区内の歴史的景観を考慮することとする。

② 道路・側溝等の整備

保存地区内の道路は、道幅や生垣、玉石の側溝など、近世の歴史的な特徴を残しているものも少なくないため、これらを積極的に保存していく。また、石垣や水路等、昭和20年以降の整備により失われたものについては、復旧を主とした環境の整備を図る。

③ 駐車場の整備

駐車場については、住民に配慮しながら、来客用駐車場の配置計画を策定する。

④ 周辺地域の整備

伝建地区を取り巻く周辺地域については、「安芸市まちづくり景観条例」に基づき景観形成地区に指定されていることから、この制度を活用し保存地区の歴史的な景観に調和した環境を保全する。

(4) 保存地区の建造物の活用

① 伝統的建造物の公開

伝統的建造物の公開については、保存地区内の伝統的建造物のほとんどが民間所有であるため、公開に関しては所有者及び、地元住民と検討を行いながら進めていく。また、土地若しくは建物が公的所有である伝統的建造物については、適切な維持管理を行い、生涯学習等に対応した公開と活用を図る。

② 空家対策

空家のうち、保存地区の歴史的風致を維持・回復するために必要と認められるものについては、所有者及び保存団体と協議の上、しかるべき策を講じてその活用と保全に努める。

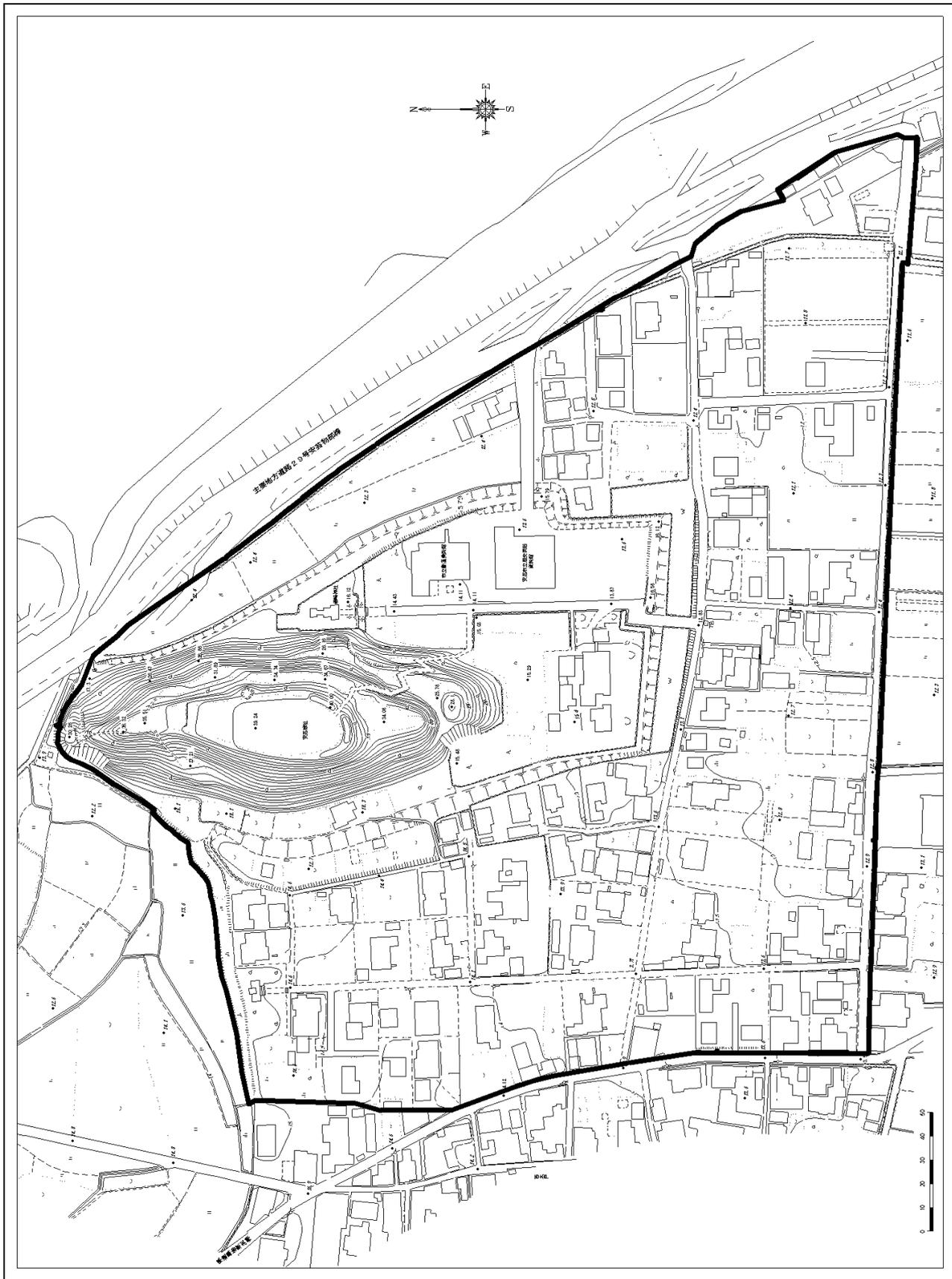


图1 安芸市土居廓中伝統的建造物群保存地区範囲図

表1 伝統的建造物（建築物）

整理番号	保存計画 番 号	種別	員数	所在地 (安芸市土居)	備 考
1	A011	主屋	1	土居跡 955-2	
2	A012	離れ	1	土居跡 955-2	事務所
3	A013	離れ	1	土居跡 955-2	別室
4	A014	離れ	1	土居跡 955-2	管理人室
5	A015	納屋	1	土居跡 955-2	
6	A016	物置	1	土居跡 955-2	
7	A017	神社社殿	1	土居跡 951-3	本殿
8	A018	神社社殿	1	土居跡 951-3	拝殿
9	A021	主屋	1	南町 994	
10	A022	門	1	南町 994	家門
11	A023	風呂便所	1	南町 994	
12	A024	納屋	1	南町 994	
13	A025	納屋	1	南町 994	薪置き場
14	A031	主屋	1	南町 993-1	
15	A032	土蔵	1	南町 993-1	
16	A033	門	1	南町 993-1	長屋門
17	A041	主屋	1	西町 989-1	
18	A051	主屋	1	西町 987-1、2	
19	A052	門	1	西町 987-1、2	家門
20	A061	主屋	1	西町 983	
21	A062	門	1	西町 983	家門
22	A071	主屋	1	西町 982	
23	A072	納屋	1	西町 982	
24	A081	門	1	南町 999-3	長屋門
25	A082	納屋	1	南町 999-3	
26	A101	主屋	1	北町 968	
27	A102	蚕室	1	北町 968	
28	A111	主屋	1	南町 1001	
29	A121	主屋	1	北町 977-1	
30	A131	主屋	1	南町 992-1	
31	A141	主屋	1	西町 980-1	

表2 伝統的建造物（工作物）

整理番号	保存計画 番 号	種別	員数	所在地 (安芸市土居)	備 考
1	B011	門	1	土居跡 955-2	裏門
2	B012	石垣	1	土居跡 951-1、2、3	
3	B013	石垣	1	土居跡 955-1	
4	B014	石垣	1	土居跡 955-1、4、956	
5	B015	石垣	1	土居跡 950、957-1	
6	B021	門	1	南町 994	南中門
7	B022	門	1	南町 994	西中門
8	B023	塀	1	南町 994	南瓦練塀
9	B024	塀	1	南町 994	板塀
10	B025	石溝	1	南町 994、993-2、995-3	
11	B031	門	1	南町 993-1	西木戸
12	B032	塀	1	南町 993-1	西練塀
13	B033	塀	1	南町 993-1	西築地塀
14	B034	石溝	1	南町 993-1	
15	B041	門	1	西町 989-1	南中門
16	B042	門	1	西町 989-1	北中門
17	B043	塀	1	西町 989-1	板塀
18	B044	石溝	1	西町 989-1	
19	B051	門	1	西町 987-1、2	南中門
20	B052	石溝	1	西町 987-1、2	
21	B061	門	1	西町 983	南中門
22	B062	石溝	1	西町 983	
23	B071	石溝	1	西町 982	
24	B081	塀	1	南町 999-3	築地塀
25	B082	塀	1	南町 999-3	練塀
26	B101	石溝	1	北町 968、969-2	
27	B111	門	1	南町 1001	中門
28	B121	門	1	北町 977-1	中門
29	B122	石溝	1	北町 977-1	
30	B141	石溝	1	西町 988	
31	B151	石溝	1	南町 990-4	
32	B181	石溝	1	北町 979-1	
33	B261	石溝	1	南町 1000	

表3 環境物件

整理番号	保存計画 番 号	種別	員数	所在地 (安芸市土居)	備 考
1	C011	樹木	1	土居跡 957-2	マツ
2	C012	樹木	1	土居跡 957-1	マツ
3	C021	生垣	1	南町 994、995-3	タケ、北
4	C022	生垣	1	南町 994、993-2	タケ、西
5	C041	生垣	1	西町 989-1	ウバメ、南
6	C042	生垣	1	西町 989-1	ウバメ、東門南
7	C043	生垣	1	西町 989-1	ウバメ、東門北
8	C051	生垣	1	西町 987-1、2	ウバメ、南
9	C061	生垣	1	西町 983	タケ、北西
10	C062	生垣	1	西町 983	タケ、北東
11	C071	生垣	1	西町 982	ウバメ、北
12	C072	生垣	1	西町 982	タケ、西
13	C101	生垣	1	北町 968	タケ、南門東
14	C102	生垣	1	北町 968	タケ、南門西
15	C103	生垣	1	北町 969-2	タケ、西
16	C111	生垣	1	南町 1001	タケ、北門東
17	C112	生垣	1	南町 1001	タケ、北門西
18	C113	生垣	1	南町 1001	タケ、北西
19	C121	生垣	1	北町 977-1	タケ、東
20	C131	生垣	1	南町 992-1	スギ、南門東
21	C132	生垣	1	南町 992-1	ウバメ、サザンカ、 南門西
22	C141	生垣	1	西町 988	タケ、南、西
23	C151	生垣	1	南町 990-4	ウバメ、北、東
24	C181	生垣	1	北町 979-1	タケ、東
25	C201	生垣	1	西町 981-3	ナギ、北西
26	C202	生垣	1	西町 981-3	ナギ、南西
27	C203	生垣	1	西町 981-1	タケ、東
28	C231	生垣	1	東町 1014-1	ウバメ、北
29	C232	生垣	1	東町 1013-イ	ウバメ、西
30	C261	生垣	1	南町 1000	タケ、北

表 4 修理基準

修理基準（伝統的建造物及び環境物件）			
建 築 物	敷地	敷地高	原則として、履歴を調査のうえ、現状維持又は然るべき旧状に復する。
		位置	
	規模	階数	
		軒高	
	形状	構造	
		屋根	
	意匠	表構え	
		外壁及び軒裏	
色彩			
	住宅設備機器等	原則として、公道等から見える位置には設置しない。やむを得ず設置する場合は、植栽や目隠し等の囲いを設けて歴史的風致を損なわない措置を施す。	
工 作 物	門	原則として、履歴を調査のうえ、現状維持又は然るべき旧状に復する。	
	塀		
	石垣		
	井戸		
	その他		
環 境 要 素	樹木	歴史的風致の特性に倣い、現状維持及び保全、復旧する。	
	生垣		
	その他		

表5 修景基準

修景基準（伝統的建造物以外の建造物等）					
基本的な考え		土居廓中の伝統的建造物群の特性を維持したもので、伝統的町並み景観の形成に寄与するものであること。			
建築物	種別		主屋 附属屋（長屋門、土蔵、離れ等）		
	敷地	敷地高	周囲の伝統的建造物の敷地高さと合わせること。		
		位置	履歴を調査のうえ、周囲の伝統的建造物と調和した位置とする。 また主屋の壁面線は公道から後退させる。		
	規模	階数	平屋建もしくは2階建とする。		
		軒高	周囲の伝統的建造物と調和したものとする。		
	形状	構造		原則として木造真壁造とする。（土蔵は大壁造とする）	
		屋根	形状	切妻造、入母屋造、寄棟造のいずれかとする。 切妻造とする。	
			勾配	周囲の伝統的建造物に合わせる。	
			材料	日本瓦（灰色）棧瓦葺とする。	
	意匠	表構え	基礎	周囲の伝統的建造物に合わせる。	
			庇	庇を設ける場合、周囲の伝統的建造物との調和を図る。	
			建具	原則として、木製とし、位置及び形態は伝統的な形式に倣ったものとする。	
		外壁	外壁は漆喰、板壁等の伝統的な形式、仕上げ、意匠とする。		
		色彩	周囲の伝統的建造物の特性を維持したものとし、歴史的風致との調和を図る。		
住宅設備機器等		原則として、公道等から見える位置に設置しない。やむを得ず設置する場合は、植栽や目隠し等の囲いを設けて歴史的風致を損なわない措置を施す。			
工作物	門	位置や高さは周囲の伝統的建造物と調和したものとする。 構造、形式、外部意匠は伝統的建造物に準ずる。材料は伝統的材料を用いる。 木部の色彩は古色仕上げ、生地仕上げその他これらに類する仕上げとする。			
	塀				
	石垣				
環境要素	生垣	位置や高さは周囲の環境物件と調和したものとする。 生垣はドヨウダケ、ウバメ等、その他これらに類し、土居廓中の特性を維持したものとする。			
駐車場・車庫		駐車場を設ける場合は、原則として塀や垣等を設けるなどして、歴史的風致と調和したものとする。また、車庫の場合は、附属屋の修景基準に従うものとする。			

表 6 許可基準

許可基準				
基本的な考え		土居廓中の歴史的風致と調和するものとする。		
建築物	敷地	敷地高	周囲の伝統的建造物の敷地高さと合わせる。	
		位置	伝統的町並みの景観と調和した位置とする。 また主屋の壁面線は公道から後退させる。	
	規模	階数	平屋建もしくは2階建とする。	
		軒高	周囲の伝統的建造物と調和したものとする。	
	形状	構造	木造を原則とする。やむを得ず他の構造とする場合も、外部意匠を考慮し、歴史的風致との調和を図る。	
		屋根	形状	2方向以上の勾配屋根とする。
			勾配	歴史的風致を損なわないものとする。
	意匠	表構え	材料	主屋は日本瓦（灰色）棧瓦葺とする。附属屋については、歴史的風致を損なわないものとする。
			基礎	周囲の伝統的建造物と調和したものとする。
			庇	庇を設ける場合、伝統的建造物との調和を図る。
		建具	歴史的風致を損なわないものとする。	
		外壁及び軒裏	歴史的風致を損なわないものとする。	
	色彩	歴史的風致を損なわないものとする。		
住宅設備機器等		原則として、公道等から見える位置に設置しない。やむを得ず設置する場合は、植栽や目隠し等の囲いを設けて歴史的風致を損なわない措置を施す。		
工作物	門	歴史的風致と調和させる。		
	塀			
工作物	石垣	歴史的風致と調和させる。掲出数は必要最小限とし、大きさ・位置・色彩等については、周囲の景観に調和したものとし、自家用以外の広告物は設けない。		
	屋外広告物			
環境要素	樹木	歴史的風致と調和させる。		
	生垣			
駐車場・車庫		駐車場を設ける場合は、原則として塀や垣等を設けるなどして、歴史的風致を損なわないものとする。また、車庫の場合は、建築物の許可基準に従うものとする。		
土地の形質の変更		変更後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。空地が生じた場合は、歴史的風致を損なわないよう管理運営を図る。		
木竹の伐採・植栽		伐採・植栽後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。		
土石類の採取		採取後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。		



图2 伝統的建造物(建築物)の位置



図3 伝統的建造物(工作物)の位置



図4 環境物件の位置